

## 事務局からのお知らせ

### 会員サイトの改修予定

今年度も9月頃に会員サイトの改修を予定しています。主な変更事項についてご案内します。

#### 1. 脱退書類の変更

##### (1) 申請書(1枚目)



契約者（事業所）の確認印を押していただくように変更します。  
(退職者の押印は必須ではなくなります。)

##### (2) 退職所得申告書を税務署の様式変更に伴って、委託銀行の書式に変更します。

#### 2. 転出の通知画面

転出の届出を通知する際に、該当者の加入者番号を表示するように変更し、同時に複数の異動があっても区別できるようにします。

#### 3. 加入者氏名の文字数制限

加入者の氏名を提携銀行システムに合わせて、13文字までにします。

外国籍の方は13文字に調整して登録が必要になります。

※システム改修時に、改めて変更事項を詳しくご連絡致します。

### 納付書の送付依頼

7/5(火)に一斉メールで依頼した源泉税納付書のご送付ありがとうございます。

まだ、送付されていない場合は、8/31(水)までをお願い致します。

メールが未達の場合は、一斉メール送信内容をHPIに掲載しましたので、ご確認ください。

[https://www.fukushiniigata.or.jp/mail\\_back/](https://www.fukushiniigata.or.jp/mail_back/)

また、登録情報の更新を順次進めておりますので、お手数をおかけしますが、ご協力を  
よろしくお願い致します。

### 3月退職者の給付状況のご報告

4月末までに県社協に到着した書類の処理状況

	令和2年	令和3年	令和4年
退職書類受理数	852 件	807 件	815 件
銀行へ送付完了	5/13	5/7	4/28
退職金給付完了	6/1	5/26	5/23

このように3月退職でも、書類到着後 **1ヶ月程度で退職金が給付**されています。  
今年は5月になってから書類が届くことも多かったようですが、退職後に郵送で書類のやり取りをするのは大変です。退職前に書類を作成し、確認まで済ませておくことをお勧めします。

### 一斉調査の終了

毎年、11～12月頃に加入者明細表の確認（一斉調査）を実施していましたが、今年度以降は行いません。

昨年までの調査と当会での照合により、休職期間が届出と相違している事例はなくなりました。加入者の生年月日、性別の訂正は会員サイトで行うことができるようになりました。

以上により、全事業所に回答を求めるような調査は必要なくなったと判断しました。

但し、届出情報の相違は退職金給付額に影響しますので、**今後も年1回程度は登録内容を確認してください**。修正が必要な場合は、いつでも当会へご連絡ください。

当会でも提携銀行システムとの照合を年1回行っています。

### お問い合わせ先

新潟県社会福祉協議会 総務管理課 主任 本間 一生 / 囑託 柝堀 美子

TEL : 025-281-5520 / FAX : 025-281-5528

MAIL:soumu@fukushiniigata.or.jp